監査公表第3号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、 その結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年5月26日

彦根市監査委員 若林 忠彦 彦根市監査委員 和田 一繁

定期監査結果

1 監査の期日および対象

令和元年8月中に次のとおり実施した。

監 査 期 日	監査対象
8月8日	彦根市千福財産区 彦根市日夏町財産区 彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区 彦根市河瀬財産区

2 監査の方法

各財産区とも、平成30年度における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、担当所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

林野庁が実施する「森林経営計画制度」を活用し、効果的かつ効率的な森林の施業および保護の実施を図られたい。また、県や企業との連携を強化する中で今後の財産区のあり方を検討し、健全で持続可能な事業運営に、より一層取り組まれたい。

各財産区とも事務事業の執行状況は、おおむね適正に処理されているものと認められたが、 今後とも事務処理には十分配慮され、適正で効率的かつ効果的な事務事業の執行に努められたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。